

羽咋市公共交通会議要綱（平成19年1月1日羽咋市告示第5号）の全部を改正する。

（名称）

第1条 この協議会は、羽咋市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を羽咋市総務部企画財政課内に置く。

（目的）

第3条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議等を行うため、協議会を設置する。

（協議事項）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議を行う。

- (1) 地域公共交通計画策定及び変更の協議並びに実施に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様並びに運賃及び料金に関すること。
- (3) 市運営有償輸送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他必要と認めること。

（組織）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 羽咋市の職員
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者、道路運送法に規定する者、その他羽咋市が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任及び職務)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は委員の互選によってこれを定める。

3 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は委員の中から会長が指名し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名した者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の開催)

第8条 協議会は、会長が必要と認める場合に開催する。

2 協議会の議長は、会長が務めるものとし、会長に事故があるときは副会長が代理する。

3 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

6 やむを得ない理由により協議会を開催できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議事を決することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員その他の関係者はこれを尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 会長は、第4条各号に掲げる協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置する事ができる。

2 分科会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、羽咋市その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(報酬)

第12条 委員は、協議会に出席したときは報酬を受けることができる。

2 報酬は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年羽咋市条例第2号）の例による。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(その他事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮り決定するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

羽咋市地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、羽咋市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算及び会計年度)

第2条 協議会の予算は、羽咋市の補助金又は負担金、国及び県からの補助金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要する全ての経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項の規定と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

(歳入歳出予算科目)

第3条 歳入歳出予算の款及び項、目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款及び項、目を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち、別表に定める款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、事務局長に命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、事務局長が行う。

2 事務局長は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 雑収入	1 雑入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費